

穀物グリーン化転換推進事業実施要領

制定 令和3年12月24日 3農産第2243号
改正 令和4年4月1日 3農産第3700号
改正 令和4年12月2日 4農産第3514号
改正 令和5年11月29日 5農産第2875号
農林水産省農産局長通知

第1 趣旨

穀物グリーン化転換推進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 事業の内容等

1 粃殻利用循環型生産技術体系実証事業

本事業の実施に当たっては、以下の（1）から（3）までの全てに取り組むものとする。

（1）検討会の開催

穀物乾燥への粃殻の活用方法や、活用後の粃殻燃焼灰等の施用手法等の循環型生産技術体系の構築に向けた検討を行う検討会を開催するものとする。また、必要に応じて、産地内の農業者向けの研修会や先進地での調査等を実施することができるものとする。

（2）粃殻を熱源とした穀物乾燥の実証

穀物乾燥の熱源に粃殻を利用することにより乾燥工程における温室効果ガス削減につながる技術体系の確立に必要な機械の導入・実証を行うものとする。

また、実証により生じた課題への解決に必要な改良等を行うものとする。

（3）粃殻燃焼灰等を使用した栽培管理技術確立に向けた実証

粃殻燃焼灰等の効果的な施用手法や土壌管理等の栽培管理技術を確立するための栽培実証及び専門家等による研修会等を行うものとする。また、必要に応じて栽培実証に必要な機械を導入することができるものとする。

2 カメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業

本事業の実施に当たっては、以下の（1）から（3）までの全てに取り組むものとする。

（1）検討会の開催

化学農薬を用いずにカメムシ類の発生を極力抑制するための水田内外の効果的な除草等の生産技術及び収穫後の選別工程における斑点米の確実な除去等の精度向上を図るための品質管理技術体系の構築に向けた検討を行う検討会を開催するものとする。また、必要に応じて、産地内の農業者向けの研修会や先進地での調

査等を実施することができるものとする。

(2) カメムシ類発生抑制生産技術の実証

化学農薬を用いずにカメムシ類の発生により生じる斑点米の被害を極力抑制するための水田内外の効果的な除草等の生産技術の確立に必要な実証を行うものとする。また、必要に応じて試験栽培の実施に必要な機械を導入することができるものとする。

(3) 選別工程における品質管理技術体系確立に向けた実証

収穫後の選別工程における斑点米の確実な除去や共連れ低減等の精度向上を図るための品質管理技術体系の確立に必要な機械の導入・実証を行うものとする。また、実証により生じた課題への解決に必要な機械の改良等を行うものとする。

第3 補助対象経費

- 1 補助対象経費は、別表1及び2のとおりとし、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限る。
- 2 自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。

第4 事業実施主体の要件等

- 1 事業実施主体は、次に掲げる要件を満たす協議会とする。
 - (1) 農業生産活動を行う、個人若しくは法人又は農業関係団体（以下「農業者」という。）、農機メーカー、農業協同組合、都道府県、試験研究機関等により構成されていること。このうち農業者及び農機メーカーは、必須の構成員とする。
 - (2) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
 - (3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第5 事業実施の手続

- 1 事業実施主体は、各事業に対応した事業実施計画書（別紙様式）を作成し、農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 公募の詳細については農産局長が別に定めるものとする。
- 3 農産局長は、提出された事業実施計画について、別表3に定める採択基準に基づき、ポイントの高い順に採択優先順位を定め、農産局長が別に定めるところにより設置する外部有識者で構成される選定審査委員会における審査を経て、予算の範囲内で採択するものとする。

第6 機械等の導入等に係る留意事項

1 機械等の導入等に当たっての共通の留意事項

- (1) 事業の成果目標の達成に必要な機械及び施設（以下「機械等」という。）を購入、リース導入又は改良（以下「導入等」という。）する場合は、その能力及び規模について、事業実施主体内で十分協議し、適切なものを選定すること。なお、実証に必要な範囲の機械等のため、費用対効果分析は要しないものとする。
- (2) 本事業は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- (3) 事業費は、機械等ごとに50万円以上5,000万円未満であること。
- (4) 導入等する機械等は、既存の機械等の代替として同種・同能力のもの（いわゆる更新と見込まれるもの）ではないこと。
- (5) 導入等する機械等は、原則、新品であること。ただし、事業実施主体が適正と認める価格で取得された機械等であって、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- (6) 導入等する機械等は、トラクター、トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等、本事業以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
- (7) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体において、一般競争入札等の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (8) 導入等する機械等については、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (9) 事業実施主体が国庫補助事業により機械等の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (10) 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に農産局長の承認を受けるものとする。
- (11) 本事業により導入等した機械等には、本事業名等を表示するものとする。

2 機械等を購入又は改良する場合の留意事項

購入又は改良した機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

3 機械等をリース導入する場合の留意事項

- (1) 機械等のリース期間は、2年（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）

以上で法定耐用年数以内とする。

- (2) リースによる導入に対する補助額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝

リース物件購入価格（消費税抜き）×補助率（1／2以内）

ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

（リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合）

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）
×（リース期間÷法定耐用年数）
×補助率（1／2以内）

（リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）
× 補助率（1／2以内）

- (3) 事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを徴収する等により、事業費の低減を図るものとする。

第7 知的財産権の帰属等

1 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作権、品種登録を受ける地位、育成者権等）が発生した場合、次に掲げる条件を遵守することを条件に、当該知的財産権は事業実施主体に帰属するものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、事業実施主体は、遅滞なく農産局長に報告するものとする。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権を利用することの許諾を事業実施主体に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾するものとする。
- (3) 本事業実施期間中及び本事業終了後5年の間、事業実施主体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農産局長に協議してその承諾を得るものとする。

2 収益状況の報告

事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに本事業の成果等により相当の利益が生じた場合にあっては、別記様式により年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を作成し、本事業の目標年度までの間、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに農産局長に報告するものとする。

3 収益納付

(1) 農産局長は、事業実施主体が本事業の成果等により相当の収益を得たと認める場合には、交付された金額を限度として、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。

(2) 収益を納付すべき期間は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間とする。

なお、農産局長は、特に必要と認める場合には、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

第8 成果物の公表・情報発信

1 事業実施主体は、得られた成果物について、協議会に属する構成員のホームページ等で可能な限り広く公表するとともに、研修会の開催等を行うことで普及に努めるものとする。さらに、公表された成果物については第三者の使用を妨げないものとする。

2 事業実施主体は、本事業における取組内容を積極的に周知・情報発信すること。

3 農林水産省が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとする時には、事業実施主体はこれに協力するものとする。

第9 推進指導

農産局長は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。

第10 不正行為等に対する措置

農産局長は、事業実施主体が本事業の実施に関して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正又はその疑いの行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第11 その他

農産局長はこの要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この通知は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和４年12月２日から施行する。
- 2 改正前の水田農業グリーン化転換推進事業実施要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和５年11月29日から施行する。

別表 1 補助対象経費（第 3 関係）

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・ 事業を実施するために直接必要な検証、調査備品及び機械導入に係る経費 （ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・ 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）等を添付すること。 ・ 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・ 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・ 事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・ 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号 農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・ 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・ 補助事業従事者別の出勤簿や作業日誌を整備すること。 ・ 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・ 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・ 事業実施主体が会議室を所有している場合は、取組主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・ 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・ 切手は物品受払簿で管理すること。 ・ 電話等の通信費については、基本料金を除く。
	借上費	・ 事業を実施するために直接必	・ 農業用機械・施設について

		要な事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	は、リースも対象とする。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・検証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るもの、既に取組んでいる技術に係るものを除く。）	・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・U S B メモリ 等の低廉な記録媒体 ・検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること

		知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、施工等を専ら行う経費	
委託費		・本事業の交付目的である事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 事業の完了時において補助事業に要した経費を確定できない場合
- 3 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入又はリース・レンタルの場合

別表 2 (第 3 関係)

経費	取組内容及び補助対象	補助対象経費
1 粳穀利用循環型生産技術体系実証事業		
(1) 検討会の開催	① 取組内容 穀物乾燥の熱源に粳穀を利用した乾燥工程の省エネルギー化及び生成された粳穀燃焼灰等の利用による循環型生産技術体系の確立に向けた検討等に必要な取組を支援。 ア 現状の把握及び課題の抽出 イ 課題解決に向けた計画の策定 ウ 実証結果の検証及び計画への反映 エ 実証結果の普及 ② 補助対象 検討会を行うために必要な経費（補助率：定額）	別表 1
(2) 粳穀を熱源とした穀物乾燥の実証	① 取組内容 穀物乾燥の熱源に粳穀を利用した乾燥実証に必要な取組を支援。 ア 粳穀燃焼システム導入による乾燥実証試験の実施 イ 実証データの蓄積及び分析 ウ 実証結果の取りまとめ エ 実証により生じた課題への解決に必要な改良 ② 補助対象 穀物乾燥の熱源に粳穀を利用した乾燥実証に必要な経費（補助率：定額、1／2 以内） ア 粳穀燃焼システムの導入（補助率：1／2 以内）	別表 1 導入対象は、粳穀を穀物乾燥に利用する施設（ただ

(3) 籾殻燃焼灰等を使用した栽培管理技術確立に向けた実証	イ 実証試験に係る経費（補助率：定額） ウ 改良に係る経費（補助率：定額） ① 取組内容 籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培実証に必要な取組を支援。 ア 籾殻燃焼灰等を使用した栽培実証試験の実施 イ 実証データの蓄積及び分析 ウ 実証結果の取りまとめ エ 専門家等による研修会 オ 栽培実証に必要な機械の導入 ② 補助対象 籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培実証に必要な経費（補助率：定額、1／2以内） ア 栽培実証に必要な機械の導入（補助率：1／2以内） イ 栽培実証に係る経費（補助率：定額）	し、結晶質シリカが発生しないものとする。) 別表 1 導入対象は、籾殻燃焼灰等を実証ほに施用するための機械
2 カメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業 (1) 検討会の開催	① 取組内容 化学農薬を用いずにカメムシ類の発生を極力抑制するための水田内外の効果的な除草等の生産技術及び収穫後の選別工程における斑点米の確実な除去等の精度向上を図るための品質管理技術体系の構築に向けた検討等に必要な取組を支援。 ア 現状の把握及び課題の抽出	

(2) カメムシ類発生抑制生産技術の実証	イ 課題解決に向けた計画の策定 ウ 実証結果の検証及び計画への反映 エ 実証結果の普及 ② 補助対象 検討会を行うために必要な経費（補助率：定額） ① 取組内容 化学農薬を用いずにカメムシ類の発生により生じる斑点米の被害を極力抑制するための水田内外の効果的な除草等の生産技術栽培実証に必要な取組を支援。 ア 水田内外における除草等による栽培実証試験の実施 イ 実証データの蓄積及び分析 ウ 実証結果の取りまとめ エ 専門家等による研修会 オ 技術実証に必要な機械の導入 ② 補助対象 水田内外における除草等の生産技術の確立に向けた実証に必要な経費（補助率：定額、1／2以内） ア 技術実証に必要な機械の導入（補助率：1／2以内） イ 技術実証に係る経費（補助率：定額） ① 取組内容 収穫後の選別工程における斑点米の確実な除去、共連れ低減等の精度向上を図るための品質管理技術体系の確立に必要な取組を支援。 ア 色彩選別機等の導入による実証試験の実施 イ 実証データの蓄積及び分析	別表 1 別表 1 導入対象は、除草作業等に利用する機械
(3) 選別工程における品質管理技術体系確立に向けた実証	① 取組内容 収穫後の選別工程における斑点米の確実な除去、共連れ低減等の精度向上を図るための品質管理技術体系の確立に必要な取組を支援。 ア 色彩選別機等の導入による実証試験の実施 イ 実証データの蓄積及び分析	

	ウ 実証結果の取りまとめ エ 実証により生じた課題への解決に必要な改良 ③ 補助対象 選別工程における品質管理技術体系の確立に向けた実証に必要な経費（補助率：定額、1／2以内） ア 色彩選別機等の導入（補助率：1／2以内） イ 実証試験に係る経費（補助率：定額） ウ 改良に係る経費（補助率：定額）	別表 1 導入対象は、選別工程においてカメムシ類の発生により生じる斑点米等を除去するための機械
--	---	---

別表 3（第 5 の 3 関係）

穀物グリーン化転換推進事業の採択基準等について

- 1 第 5 第 3 項の審査に当たり、事業実施計画のポイントについては、次の表の①から⑥までに定めるポイントを合計することにより算定するものとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、事業費の小さい順に採択するものとする。
- 2 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。
 - ・過去 3 ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
 - ・有効性、実現性、公益性及び実効性のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

審査基準

1 粃穀利用循環型生産技術体系実証事業

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国の農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
②効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

③実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
④公益性	【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
⑤実効性	・温室効果ガス削減に向け、穀物乾燥工程において熱源を化石燃料から籾殻に転換する取組を行う産地の拡大につながる効果を有しているか。 ・籾殻燃焼システムの実証方法は効果的かつ具体的なものとなっているか。 ・化石燃料（灯油等）の使用量の低減は十分なものとなっているか。 ・籾殻利用循環型生産技術体系を構築できる専門性等を有した体制となっているか。 ・事業効果の評価手法が具体的なものとなっているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 全て満たさない。	5 4 3 2 1 0
⑥加点ポイント	【法律に基づく認定等】 ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく認定等のうち、次のいずれかに該当する場合。 ア 事業実施主体となる協議会の構成員に、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」又は法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受ける農業者を1者以上含む。 イ 事業実施主体となる協議会の構成員に、法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受ける事業者を1者以上含む。 ウ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合。	該当する。 該当しない。	5 0

2 カメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国の農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
②効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
③実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
④公益性	【国の支援の妥当性】 ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0

⑤実効性	・化学農薬削減に向け、カメムシ斑点米の被害を極力抑制するための水田内外の効果的な除草等及び収穫後の選別工程における斑点米の確実な除去等の精度向上の取組を行う産地や事業者の拡大につながる効果を有しているか。 ・カメムシ斑点米発生抑制等生産体系の実証方法は効果的かつ具体的なものとなっているか。 ・色彩選別機等におけるカメムシ斑点米等の不良粒の除去割合は十分なものとなっているか。 ・カメムシ斑点米発生抑制等生産体系を構築できる専門性等を有した体制となっているか。 ・事業効果の評価手法が具体的なものとなっているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 全て満たさない。	5 4 3 2 1 0
⑥加点ポイント	【法律に基づく認定等】 ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく認定等のうち、次のいずれかに該当する場合。 - ア 事業実施主体となる協議会の構成員に、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」又は法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受ける農業者を1者以上含む。 - イ 事業実施主体となる協議会の構成員に、法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受ける事業者を1者以上含む。 - ウ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合。	該当する。 該当しない。	5 0

別紙様式（第5の1関係）

穀物グリーン化転換推進事業のうち籾殻利用循環型生産技術体系実証事業 実施計画書

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(3) 事業実施体制の構成

構成図	
みどりの食料システム法に基づく計画認定を受ける者等	(計画の認定を受ける者) (認定時期) (特定区域内での取組)

(注1) 事業実施体制の構成は、事業に関係する者（実施主体を中心に、検討委員会や委託先等）の役割分担等も含め、全体像が把握できるように記載してください。

(別葉としても構いません。)

(注2) 以下の資料を添付してください。ただし、穀物グリーン化転換推進事業に係る公募要領に基づき提出したものは、添付を省略することができるものとします。

- ① 事業実施主体(協議会)については、設立に関する資料(設立総会議事録)、直近年度の事業計画及び予算に関する資料(総会資料で構いません。)
- ② 協議会規約の写し
- ③ 役員・構成員名簿、会計規程の写し
- ④ 補助対象経費に旅費・謝金がある場合は、旅費規程、謝金規程の写し
- ⑤ 検討委員会等については、名簿(案で構いません。)
- ⑥ 委託先については、その名称、概要、責任者、事務処理体系がわかる資料

(注3) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「法」という。)に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受ける農業者又は法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受ける事業者が事業実施体制の構成員に含まれる場合、事業実施体制の構成のうち、「みどりの食料システム法に基づく計画認定を受ける者等」の欄に当該計画の認定を受ける者の名称及び認定時期を記載してください。また、事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合は、該当する都道府県・市町村名を記載してください。

第2 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要 する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

第3 事業の目的及び趣旨

第4 事業実施の方針

- 1 検討会の開催
- 2 籾殻を熱源とした穀物乾燥の実証
- 3 籾殻燃焼灰等を使用した栽培管理技術確立に向けた実証

第5 成果目標の設定

成果目標	取組前 ○年度	目標値 ○年度
1 穀物乾燥工程における化石燃料(灯油等)の使用量		
2 籾殻燃焼灰等のほ場等への施用量		

(注) 穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱(令和3年12月24日付け3農産第2242号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第6第2項第1号に定める成果目標以外に期待される効果があれば記載すること。

第6 令和〇〇年度事業に要する経費

取組内容	費目	細目	補助事業 に要する 経費 (A+B)	負担区分		備考
				国庫補助 金 (A)	その他 (B)	
検討会の開催に係る経費			円	円	円	
籾殻を熱源とした穀物乾燥の実証に係る経費						
籾殻を熱源とした穀物乾燥の実証						
籾殻燃焼システムの導入						
籾殻燃焼システムの改良						
籾殻燃焼灰等を使用した栽培管理技術確立に向けた実証に係る経費						
籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培実証等						
栽培実証に必要な機械等の導入						

(注1) 備考欄には単価・員数の根拠を記載すること。

(注2) 経費の積算根拠の確認に必要な見積書等の写しを添付すること。

第7 事業の内容

1 検討会の開催

取組内容	実施時期・回数	開催場所、参加者等	備考

2 籾殻を熱源とした穀物乾燥の実証

取組内容	実施期間	試験項目、実証機器等	備考

3 籾殻燃焼灰等を使用した栽培管理技術確立に向けた実証

取組内容	実施期間	実施場所、栽培面積等	備考

(注) 栽培実証に必要な機械を導入する場合はその概要を記載のこと。

第8 施設・機械の導入計画

1 実証に必要な施設・機械の導入計画

名称	型式	数量	導入予定 時期	対象作業	施設の場合 は設置場所

2 購入の場合

対 象 機 械 等	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作業			
	利用計画	(t) (ha)		
	選定理由			
	能力決定根拠 ※能力決定に当たっての計算過程を記載			
	同様な作業機械の保有状況 (有する場合：利用面積・取得年月・台数 など)			
購入価格（税抜き） ①		(円)		
	うちオプション分（名称）	(円)		
購入価格（税込み）		(円)		
購入費助成申請額 ①×1/2		(円)		
購入物件保管場所				
備考				

3 リースの場合

対 象 機 械 等	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作業			
	利用計画	(t) (ha)		
	選定理由			
	能力決定根拠 ※能力決定に当たっての計算過程を記載			

同様な作業機械・機器の保有状況 (有する場合：利用面積・取得年月・台数 など)				
リース期間（開始年月～終了年月）	年	月	～	年 月 月
リース物件取得価格（税抜き） ①	(円)			
リース期間終了後の残存価格（税抜き） ②	(円)			
リース料助成申請額 ③	(円)			
リース諸費用（税抜き） ④	(円)			
消費税 ⑤	(円)			
事業実施主体負担リース料（税込み） ①－②－③＋④＋⑤	(円)			
リース物件保管場所				
備考				

リース料助成申請額は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること。

I	リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 補助率（1 / 2 以内）
II	（リース物件価格 － 残存価格） × 補助率（1 / 2 以内）

第9 事業スケジュール（事業工程表）

令和〇年度

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討会の開催												
籾殻を熱源とした穀物乾燥の実証												
籾殻燃焼システムの導入												
籾殻燃焼システムの改良												
籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培実証等												
栽培実証に必要な機械等の導入												

（注）別葉（A4横）としても可とする。

第10 全体の事業計画（※複数年度の計画とする場合）

1 3か年の取組事項

取組年度	取組内容
1年目 令和〇〇年度	
2年目 令和〇〇年度	
3年目 令和〇〇年度	

2 3か年の事業費見込

取組内容	1年目 令和〇〇年度	2年目 令和〇〇年度	3年目 令和〇〇年度	備考
検討会の開催	円	円	円	
籾殻を熱源とした穀物乾燥の実証				
籾殻燃焼システムの導入				

籾殻燃焼システムの改良				
籾殻燃焼灰等を土づくりに使用した栽培実証等				
栽培実証に必要な機械等の導入				
計				

(注1) 次年度以降の積算内訳を添付すること。

(注2) 上段に総事業費、下段に国庫補助金相当額を記載すること。

(注3) 次年度以降の事業費を確約したものではない。

第11 事業の完了予定年月日 ○○年○○月○○日

第12 添付書類

- (1) 事業の一部を委託する場合、機械や備品等を購入する場合、試験等の役務を依頼する場合等は、業者選定の理由書又は3者以上の見積書等の写し
- (2) 事業の一部を委託する場合は、委託契約書（案）の写し
- (3) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (4) その他、農産局長が必要と認める資料

第13 計画変更（中止又は廃止）、事業実績報告

- (1) 要綱第16に定める変更等承認申請書に添付する際は、「事業の目的及び趣旨」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換えて提出すること。
- (2) 要綱第21に定める実績報告書に添付する際は、「穀物グリーン化転換推進事業のうち籾殻利用循環型生産技術体系実証事業実施計画書」を、「穀物グリーン化転換推進事業のうち籾殻利用循環型生産技術体系実証事業実施報告書」に、第2及び第6の「補助事業に要する経費」を「補助事業に要した経費」に書き換えて提出すること。
- (3) 交付決定を受けた事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後、実績の場合は実績）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- (4) 添付書類については、事業実施計画承認申請書又は交付申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別紙様式（第5の1関係）

穀物グリーン化転換推進事業のうちカメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業
実施計画書

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

事業実施主体名	
代表者氏名	

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(3) 事業実施体制の構成

構成図	
みどりの食料システム法に基づく計画認定を受ける者等	(計画の認定を受ける者) (認定時期) (特定区域内での取組)

(注1) 事業実施体制の構成は、事業に関係する者（実施主体を中心に、検討委員会や委

託先等）の役割分担等も含め、全体像が把握できるように記載してください。

（別葉としても構いません。）

（注2）以下の資料を添付してください。ただし、穀物グリーン化転換推進事業に係る公募要領に基づき提出したものは、添付を省略することができることとします。

- ① 事業実施主体（協議会）については、設立に関する資料（設立総会議事録）、直近年度の事業計画及び予算に関する資料（総会資料で構いません。）
- ② 協議会規約の写し
- ③ 役員・構成員名簿、会計規程の写し
- ④ 補助対象経費に旅費・謝金がある場合は、旅費規程、謝金規程の写し
- ⑤ 検討委員会等については、名簿（案で構いません。）
- ⑥ 委託先については、その名称、概要、責任者、事務処理体系がわかる資料

（注3）環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受ける農業者又は法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受ける事業者が事業実施体制の構成員に含まれる場合、事業実施体制の構成のうち、「みどりの食料システム法に基づく計画認定を受ける者等」の欄に当該計画の認定を受ける者の名称及び認定時期を記載してください。また、事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部又は一部を含む場合は、該当する都道府県・市町村名を記載してください。

第2 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要 する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

第3 事業の目的及び趣旨

第4 事業実施の方針

- 1 検討会の開催
- 2 カメムシ類発生抑制生産技術の実証
- 3 選別工程における品質管理技術体系確立に向けた実証

第5 成果目標の設定

成果目標	取組前 ○年度	目標値 ○年度
1 化学農薬の使用量		
2 選別工程後における着色粒の混入割合及び 共連れ割合		

(注) 穀物グリーン化転換推進事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3農産第2242号 農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第6第2項第2号に定める成果目標以外に期待される効果があれば記載すること。

第6 令和〇〇年度事業に要する経費

取組内容	費目	細目	補助事業 に要する 経費 (A+B)	負担区分		備考
				国庫補助 金 (A)	その他 (B)	
検討会の開催に係る経費			円	円	円	
カメムシ類発生抑制生産技術の実証に係る経費						
水田内外の効果的な除草等の栽培実証						
実証に必要な機械等の導入						
選別工程における品質管理技術体系確立に向けた実証に係る経費						
選別工程における品質管理技術体系の実証						
実証に必要な機械等の導入						

	機械等の改良						
--	--------	--	--	--	--	--	--

(注1) 備考欄には単価・員数の根拠を記載すること。

(注2) 経費の積算根拠の確認に必要な見積書等の写しを添付すること。

第7 事業の内容

1 検討会の開催

取組内容	実施時期・回数	開催場所、参加者等	備考

2 カメムシ類発生抑制生産技術の実証

取組内容	実施期間	試験項目、実証機器等	備考

3 選別工程における品質管理技術体系確立に向けた実証

取組内容	実施期間	実施場所、栽培面積等	備考

(注) 栽培実証に必要な機械を導入する場合はその概要を記載のこと。

第8 施設・機械の導入計画

1 実証に必要な施設・機械の導入計画

名称	型式	数量	導入予定 時期	対象作業	施設の場合 は設置場所

2 購入の場合

対 象 機 械 等	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作業			
	利用計画	(t) (ha)		
	選定理由			
	能力決定根拠 ※能力決定に当たっての計算過程を記載			
	同様な作業機械の保有状況 (有する場合：利用面積・取得年月・台数 など)			
購入価格（税抜き） ①		(円)		
	うちオプション分（名称）	(円)		
購入価格（税込み）		(円)		
購入費助成申請額 ①×1/2		(円)		
購入物件保管場所				
備考				

3 リースの場合

対 象 機 械 等	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作業			
	利用計画	(t) (ha)		
	選定理由			
	能力決定根拠 ※能力決定に当たっての計算過程を記載			

同様な作業機械・機器の保有状況 (有する場合：利用面積・取得年月・台数 など)						
リース期間（開始年月～終了年月）	年	月	～	年	月	ケ月
リース物件取得価格（税抜き） ①						(円)
リース期間終了後の残存価格（税抜き） ②						(円)
リース料助成申請額 ③						(円)
リース諸費用（税抜き） ④						(円)
消費税 ⑤						(円)
事業実施主体負担リース料（税込み） ①－②－③＋④＋⑤						(円)
リース物件保管場所						
備考						

リース料助成申請額は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること。

I	リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 補助率（1 / 2 以内）
II	（リース物件価格 － 残存価格） × 補助率（1 / 2 以内）

第9 事業スケジュール（事業工程表）

令和〇〇年度

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討会の開催												
水田内外の効果的な除草等の栽培実証												
実証に必要な機械等の導入												
選別工程における品質管理技術体系確立に向けた実証												
実証に必要な機械等の導入												
機械等の改良												

（注）別葉（A4横）とすることも可とする。

第10 全体の事業計画（※複数年度の計画とする場合）

1 3か年の取組事項

取組年度	取組内容
1年目 令和〇〇年度	
2年目 令和〇〇年度	
3年目 令和〇〇年度	

2 3か年の事業費見込

取組内容	1年目 令和〇〇年度	2年目 令和〇〇年度	3年目 令和〇〇年度	備考
検討会の開催	円	円	円	
水田内外の効果的な除草等の栽培実証				
実証に必要な機械等の				

導入				
選別工程における品質管理技術体系確立に向けた実証				
実証に必要な機械等の導入				
機械等の改良				
計				

(注1) 次年度以降の積算内訳を添付すること。

(注2) 上段に総事業費、下段に国庫補助金相当額を記載すること。

(注3) 次年度以降の事業費を確約したものではない。

第11 事業の完了予定年月日 ○○年○○月○○日

第12 添付書類

- (1) 事業の一部を委託する場合、機械や備品等を購入する場合、試験等の役務を依頼する場合等は、業者選定の理由書又は3者以上の見積書等の写し
- (2) 事業の一部を委託する場合は、委託契約書（案）の写し
- (3) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (4) その他、農産局長が必要と認める資料

第13 計画変更（中止又は廃止）、事業実績報告

- (1) 要綱第16に定める変更等承認申請書に添付する際は、「事業の目的及び趣旨」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換えて提出すること。
- (2) 網第21に定める実績報告書に添付する際は、「穀物グリーン化転換推進事業のうちカメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業実施計画書」を、「穀物グリーン化転換推進事業のうちカメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業実施報告書」に、第2及び第6の「補助事業に要する経費」を「補助事業に要した経費」に書き換えて提出すること。
- (3) 交付決定を受けた事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後、実績の場合は実績）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

- (4) 添付書類については、事業実施計画承認申請書又は交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(申請時以降変更のない場合は省略できる。)

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
協議会名
代表者氏名

穀物グリーン化転換推進事業に係る収益状況報告書

穀物グリーン化転換推進事業に係る収益状況について、穀物グリーン化転換推進事業実施要領（令和3年12月24日付け3農産第2243号農林水産省農産局長通知）第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 協議会名称
 - (1) 担当者名及び役職
 - (2) 電話番号
 - (3) メールアドレス
- 2 収益の内容
- 3 収益の状況
 - (1) 補助事業に係る企業化等により得られた収益の累計額
円
 - (2) 企業化に係る費用の総額
円
 - (3) 企業化利用割合
%
 - (4) 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号確定
円
 - (5) 前年度までの収益納付額
円
 - (6) 本年度収益納付額
円

算定根拠)

- (注1) 収益計算書等収益の発生状況を示す資料を添付すること。
- (注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注3) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。